

春日井市立学校における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教職員の接遇対応の向上、犯罪の防止及び教職員への不当要求行為等の排除を図ることを目的として、春日井市立学校に設置する通話録音装置の運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 春日井市立学校 春日井市立学校設置条例（昭和39年春日井市条例第11号）に定める春日井市立小学校（春日井市立尾東小学校を除く。）及び春日井市立中学校（春日井市立尾東中学校を除く。）をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話中に通話内容を録音及び記録する装置をいう。
- (3) 通話記録 通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体に記録された音声、通話日時、通話時間及び通話当事者の電話番号をいう。

(通話録音装置の設置等の公表)

第3条 教育委員会事務局は、通話録音装置の設置状況、利用目的、運用方法等について、市ホームページ等において公表するものとする。

(管理責任者等の設置)

第4条 通話録音装置の適正な運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、校長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うに当たり

通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くものとし、教頭をもって充てる。

- 3 前項の管理取扱者は、管理責任者が指定した者をもって充てる。
(個人情報保護)

第5条 管理責任者及び管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び春日井市個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第32号。以下「条例」という。）を遵守し、通話録音装置及び通話記録の管理及び運用について適切な措置を講じなければならない。

(通話録音装置の使用)

第6条 通話録音装置は、局線電話での通話の開始とともに自動、又は、教職員による操作により通話内容等を録音し記録するものとする。

(通話記録の保存及び廃棄)

第7条 通話記録の保存期間は、当該記録された日から60日間とする。ただし、法令に定めがある場合その他管理責任者が必要と認め、教育委員会事務局教育総務課長の許可を得た場合は、この限りではない。

- 2 通話記録は、記録された時の状態で保存し、これを加工してはならない。
- 3 第1項に規定する保存期間を経過した通話記録は、手動、上書き等の方法により消去を行うものとする。
- 4 通話記録は、複製してはならない。ただし、次条第1項ただし書に規定する場合、法第76条の規定による開示の請求があった場合及び管理責任者が第1条に規定する目的を達成するため特に必要があると認め、教育委員会事務局教育総務課長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 5 通話記録を保存した電磁記録媒体を破棄する場合は、破碎その他

の通話内容を再現できない方法により行うものとする。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第 8 条 通話記録は、第 1 条に規定する目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、法第 69 条に基づく場合その他法令に基づく場合は、この限りではない。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を利用し、又は提供しようとするときは、教育委員会事務局教育総務課に相談の上、法及び条例の規定に基づく所定の手続きを行わなければならぬ。

(苦情の処理)

第 9 条 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。